

日 時：令和7年11月12日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、

小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、小川審議官、稻垣審議官、

香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○事務局 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第340回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題1 「令和7年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「令和7年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、御説明いたします。

資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料となっております。本日は、資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜、資料1-2の関係箇所を御参照いただければと思います。資料1-1の概要資料は、資料1-2の本体資料の内容について、大きく四つの項目に取りまとめてございます。

まず、資料1-1の1ページ目を御覧ください。一つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。

まず、左上の「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」についてですが、検討中の論点全体について、具体的な規律の方向性に関する考え方等を整理した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を本年3月に公表し、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を4月16日までに順次公表しました。

また、本年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」旨の方針が示され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」などの政府方針にも同様の内容が示されているところでございます。

なお、資料1-2の本体資料の19ページから始まる「付表 活動実績」に、今年から、「1. 政府方針における個人情報保護委員会関連の記述」を追加しております。

つぎに、左中段の「有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場」については、「個人情報保護政策に関する懇談会」を新たに設置し、今年度の大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」とした上で、第1回会合を9月19日に開催しました。

つぎに、左下の「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンスの策定」については、各府省等の担当者が「個人情報等の適切な取扱いに関する政策の基本原則」の意味するところや企画立案に当たり留意すべき点に関する具体例を交えた解説等をまとめた、「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」を本年5月に策定しました。

つぎに、右上の「個人情報保護法に基づく監視・監督」についてですが、個人情報取扱事業者等に対する監督については、個人データの漏えい等事案の報告の処理8,928件を始め、記載のとおりの件数を実施しました。そのほか、保険代理店や学校関係者向けの個人情報の取扱い等に関する注意喚起も行いました。

くわえて、行政機関等に対する監視については、保有個人情報の漏えい等事案の報告の処理1,250件、うち国の行政機関等については130件、地方公共団体等については1,120件を始め、記載のとおりの件数を実施しました。なお、令和7年度の実地調査及び立入検査計画に基づき行った実地調査等の結果、その際の安全管理措置等の具体的な不備項目は本文及び付表に記載しております。

また、委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく公表するとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報等の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめており、本年9月に第1四半期分について公表しております。

つづきまして、二つ目の項目が「マイナンバー法に関する事務」でございます。

まず、左側の「マイナンバー法に基づく監督等」についてですが、監督等について、特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理206件を始め、記載のとおりの件数を実施しました。なお、令和7年度の実地調査及び立入検査計画に基づき行った立入検査の結果、その際の安全管理措置等の具体的な不備項目は本文及び付表を御参照ください。

また、マイナンバー法に基づく監視・監督につきましても、個人情報保護法に基づく監視・監督同様に四半期ごとに取りまとめており、本年9月に第1四半期分について公表しております。

つぎに、右上の「特定個人情報保護評価」については、行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で、4件を承認しました。

つづきまして、2ページ目に移ります。三つ目の項目は、「国際協力」でございます。

まず、左側の「個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築」については、日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に関し、「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎するとともに、公的部門への十分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認する」旨の共同プレス・ステートメントを本年9月に発表しました。英国との間でも、同様の協議を継続しております。

また、グローバルC B P Rシステムについて、本年6月にシステムの運用を開始し、日本においても、認証機関による認証の付与が開始されています。

さらに、本年6月にカナダで開催された第5回G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルに参加し、グローバル規模におけるD F F Tの具体化に向けた手法を探求すること等を議論し、その内容が盛り込まれたコミュニケーションを採択しました。

つぎに、右上の「関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築」については、本年9月に韓国で開催されたG P A年次総会やA P P Aフォーラムにおいて、委員会の取組等について積極的に発信しております。

最後に、右下の「国際動向の把握と情報発信」については、個人情報保護に関する海外法制度の情報や委員会の取組について、S N S等を活用して国内外に向けて効果的な情報発信を強化しております。

最後に、四つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。

まず、左側の「相談受付等」について、個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付件数が、民間部門が10,039件、公的部門が1,760件、マイナンバー苦情あっせん相談窓口受付における件数が777件など、記載のとおりの件数を受け付けました。

つぎに、右側の「広報・啓発」について、個人情報保護法関係では、事業者を始め、國民に幅広く適切に個人情報保護制度を周知するため、事業者団体等が主催する説明会への講師派遣や、こども向け啓発活動の一環として、小学生等を対象とした出前授業や、「こども霞が関見学デー」を実施しました。また、委員会ウェブサイトにおいて、新着情報や活動情報等を積極的に発信するとともに、委員会公式XやYouTubeチャンネル等も活用し、委員会の活動や個人情報保護制度の理解醸成のための情報発信を積極的に実施しました。

マイナンバー法関連では、行政機関等の職員に対し、特定個人情報の適切な取扱いについての研修を実施しました。

以上のとおり、「令和7年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、委員会にお諮りし、委員会ホームページに公表したいと考えております。

また、議事録及び議事概要についても、準備が整い次第、委員会ホームページに公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見がございましたら、お願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、私からコメントをさせていただきます。令和7年度上半期を振り返ると、「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」については、前年度末に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表した上で、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を、本年4月16日までの間に順次公表し、各種政府方針にも「個人情

報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」旨が示されるなど、見直しに向けた取組を進めました。

また、今年度より新たに「個人情報保護政策に関する懇談会」を設置し、9月19日に第1回会合が開催されましたが、広く各界の有識者やステークホルダーの方々と継続的に対話を重ねていくことは、中長期の個人情報保護政策を考えいく上で意義のある取組であると思います。

委員会の監視・監督活動については、事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いの確保に向けて、個人情報保護法及びマイナンバー法上の権限行使に加え、四半期ごとの監視・監督権限の行使状況等の公表、そして、保険代理店や学校における個人情報の取扱いに関する注意喚起等の時宜を得た取組も行われました。

国際関係に関しては、EUによる日本に対する十分性認定について、対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に関し、本年9月18日の欧州委員会マグラー委員との会談時に、「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎する」とともに、公的部門における協議を「更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認する」旨を公表するなど、DFFT、信頼性のある自由なデータ流通の推進に向けた取組が、着実に進展していること思います。

くわえて、委員会の活動を広く国内外に、かつ、速やかに知っていただくために、委員会ウェブサイトやX等のSNSを活用した情報発信の強化も進められています。

近年、生成AIを含む新たな情報通信技術が発展し、個人情報を取り巻く環境の変化が急速に進む中で、個人の権利利益を保護するとともに、社会や個人からの信頼に基づくデータの利活用を確保することが強く求められていると思います。こうした国内外における個人情報を取り巻く環境の変化を的確に捉え、下半期も、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の任務を果たすために着実に取組を進め、国民の皆様の期待や信頼に応えていく、そして、我が国の文化や社会制度に根ざした個人情報保護政策の創生と発展に向けて取り組んでいくことが重要であると考えます。

以上でございます。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。